



請願第7号

町田市教育委員会会議
教育長 坂本修一 様

2023年12月22日

南成瀬地区小学校の統廃合計画を一旦止めて
地方自治の本来の姿として、地域に丁寧な説明をし、当事者の声を
大切にし、地域の了解をえながら、一緒に進めることを求めます(請願)

豊かな教育と公正な税金の運用を求める会
事務局

連絡先

電話&FAX



(請願の要旨)

南成瀬小学校と南第2小学校の統廃合計画が進められていますが、現在1学年2学級での目の行き届いた指導・支援や通学の安全性などで比較すると、子どもたちにとっては、統廃合計画はほとんどメリットがありません。計画自体もよく練られていません。

また、手続き的にも、本来であれば、地域で説明会を何度も開いて、地域の了解をえてから、市議会にはかるべきなのに、町田市教育委員会(行政)がアンケート等をとっているものの、行政が一方向的に進めています。

子どもたち一人ひとりの発達や成長を支える学校のあり方・方向については、統廃合を含めて、地域の実情に詳しい地域住民の声や思いを大切にして、一緒に進めるのが、地方自治の本来のあり方です。

南成瀬地区の統廃合計画は一旦止めて、地域に丁寧な説明をし、地域の了解をとりながら進めてください。

(請願の理由)

今日は意見陳述の機会を与えてくださり、ありがとうございます。

■■■■に住んでいる■■■■と申します。子どもが2人いて、南成瀬小学校にお世話になりました。当時も、1学年2学級でした。南成瀬小学校は、これまでほとんど1学年2学級だったと思います。自分の子どもは、「切磋琢磨」して育つタイプの子ではなく、いつも自分のペースなのでちょっと心配もしましたが、先生方も気にかけてくれて、段々と本人なりの「個性」と言いますか、自分の考え方を身につけたので、先生方や学校には感謝しております。

①今回の統廃合計画は、町田市の地方自治の本来のあり方として、大きな問題があります。

地方自治のあり方を考える際に、情報公開制度は一つの手がかりになります。

世界の中では、スウェーデンにおいて1766年情報公開制度(プレス自由法)が確立し、特にスカンジナビア諸国に影響を及ぼし、また1966年制定のアメリカの「情報自由法」は、情報公開制度の確立に向けて、世界的に大きなインパクトを与えました。

日本においては、初めて1982年3月に山形県金山町で「公文書公開条例」が制定され、47都道府県の中では、神奈川県が最初に1982年10月に制定し1983年4月に施行しています。(町田市は、1989年に制定)

神奈川県は、その準備段階で、神奈川県情報公開準備委員会が「情報公開制度に関する調査報告書」(1981年9月)をまとめ、その中で、「情報公開制度の制度化をめざす理由」の項では、「行政運営の基本的理念である『県民との共同作品としての県政』を推進するため、『開かれた県政』の実現に向けて県民の『知る権利』を制度的に保障し、県政の一層の活性化を図る」と述べています。

これは、町田市を含む他の地方自治体及び国の情報公開制度においても同様に、「町田市の市政・教育も市民・地域住民と一緒に進めて行きましょう」と基本的姿勢を示しています。(詳しくは最後に記載してあります)

今回の統廃合計画は、地方自治で最も大切な「市民・地域住民と一緒に」という視点が欠落・もしくは弱いです。

②町田市で誇りある「自由民権」の蓄積が活かされていません。

町田市は、明治の頃は神奈川県でしたが、国のあり方なども含めて自由民権運動が盛んでした。「自由民権」を簡単に言えば、教育委員の方も含めて、市民1人1人が自由に意見を述べて、そしてその意見を大切にして、市政や国政に反映させていくことだと思います。自由民権で活躍された町田の石坂昌孝さんは、神奈川県議会の初代議長をされました。

そういうゆかりある石坂丈一市長のもとで、「自由民権」に反して、市民特に地域・住民に対する丁寧な説明も了解を取ることもなく、一方的に統廃合計画を進めるのは、大きな問題です。

③横浜市では、学校の統廃合については、地域(全体説明会)と何度も話し合い、地域の了解(地域との合意)を取ってから、市議会に議案を出しています。

統廃合については、1学年1学級になってから地域と検討＝長くかかります

横浜市には、市立小学校・中学校・義務教育学校が485校、市立特別支援学校が13校、市立高校が9校で、全部で507校あります。

● 横浜市でも、団地など地域によって児童生徒が減少して、統廃合があります。横浜市議会では、学校の統廃合については、各会派とも「地域の了解を得ているのか」と教育委員会に確認をしますので、統廃合については、教育委員会も地域と何度も話し合い(全体説明会)をします。何年にもわたって話し合いますが、そのうちに児童生徒の減少もかなり実態ができてきますから、その頃「この辺かな」と地域の了解が取れます。

横浜市議会の方では、「地域の了解が取れているのであれば」と、統廃合については全会一致で可決します。

横浜市では、1学年1学級になってから統廃合の検討に入りますが、地域の了解をえるのに長年かかりますし、また1学年1学級でも地域との結びつきが強く、統廃合の検討の話し合いにも入っていない学校も多くあります。それだけ、学校の統廃合については、子どもたちを大切にして慎重に行っています。

石坂丈一市長は、横浜市港北区長もされていましてから、こういう横浜市の良い所を学んでいけば、今回の「町田市の統廃合計画」についても、「地域住民と丁寧な話し合いを、地域の了解を前提に統廃合を」と、アドバイスできたのではないのでしょうか。

● 横浜市と町田市の学校施設の建替えの比較

横浜市の予算は3兆8000億円で学校数は507校、町田市の予算は3004億円で学校数は61校です。

横浜市では、学校施設を築70年で建替えることを基本方針としてきましたが、文部科学省から「現在のものをできるだけ長く使うように」との「長寿命化」の方針が出される中で、横浜市の1校1校使用できる状況を調べて、建替え計画のテンポを緩やかにすることで、年度当たりの負担額を軽減する方針を策定しました(2023年6月)。

町田市の統廃合計画に対し市民からの「当面、長寿命化改修の校舎で現在の学校の存続を」という要望・意見に、町田市教育委員会は、「長寿命化改修した後でも建替えが必要で、総事業費がかかる」としています。

町田市教育委員会の言ってることは確かにそうなのですが、しかし、それは当たり前前のことで、1校について総事業費がかかっても、横浜市等では子どもたちの教育を大切にして、年度当たりの負担額を軽減することで対応しています。

かかる事業費の視点を優先させて、子どもたちの教育を大切にしないのは、本末転倒で、教育委員会の役割を放棄しています。

④ 文部科学省と話して、確認したこと

● アンケート結果を都合よく解釈 小学校の適正規模(町田市教育委員会)

1学年当たり3学級～4学級(1校当たり18学級～24学級)

※適正規模から1学年当たり2学級(1校当たり12～17学級)をはずす。

【文部科学省とのやりとり】

本人: 学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」としてありますが、この「ただし書き」は、各自治体の裁量で、学級数の適正規模を決めて良いということでしょうか。

文部科学省: そんなに軽いものではない(文部科学省の示す適正規模は)。

それなりに重みを持っている。

地域によっては1学年1クラスしかできない地域もあるので、そういう想定で限定して考えている。

※町田市教育委員会は、学校教育法施行規則第41条の「ただし書き」から、小学校の適正規模を18学級～24学級としましたが、文部科学省に確認したところ、国の「小学校の適正規模は12学級～18学級」は「重みがある」とのことでした。

- 学校統廃合＝学校規模の適正化や適正配置の検討について
町田市教育委員会は、南成瀬地区小学校の統廃合計画について、地域住民への丁寧な説明や地域の了解なしに、一方的に計画を進めています。

【文部科学省とのやりとり】

本人：児童生徒の減少による学校の統廃合＝学校規模の適正化の検討や進め方については、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月27日）に書いてありますよね。

文部科学省：そうです。

本人：学校の統廃合については、3ページの所ですが、教育委員会は、「保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校統合の適否について考える必要があります」と書いてありますが、そうすると教育委員会が学校の統廃合を考えた場合、教育委員会は保護者や地域住民と、「統廃合するかどうか」を含めて、丁寧に説明しよく話し合って共通理解を大切にするとということですか。

文部科学省：そうです。通常、説明会をしたり話し合っているとします。

本人：その下の方に、統廃合の検討については、「行政が一方的に進める性格のものではないことは言うまでもありません」と書いてありますよね。

横浜市では、統廃合については、地域と何年もかかって丁寧に話し合い地域の了解をえてから、市議会にかけているのですが、私が住んでいる自治体では、「統廃合の検討」について、学校の地域住民に丁寧な説明も無いし、地域住民の意向も確かめないうで、統廃合計画を進めているのですが、どうなんでしょうか。

文部科学省：「手引」に書いてあるとおりで、統廃合については行政が一方的に行うものではありません。

※1973(昭和48)年9月27日文部科学省「公立小・中学校の統合について」の通達では、

1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、・・・学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければいけない。

2① 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。

② 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等も考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。

⑤ 子どもたちにとって、まず一番の教育環境は、先生が自分たちをしっかりと受けとめる体制・状況になっているかです。

【統廃合しないで現在の学校が存続すると】(2028年度の場合)

1クラス25人で子ども達の声も良く聴けて、目の行き届いた教育ができます。

※統廃合の場合 1クラス33人で、子どもが相談しようかなと思っても、「先生なんか忙しそう」、「ちょっとそんな雰囲気ではない」とか、声をかけそびれてしまいます。

まして、いじめ等の場合は、子どもが自分から「いじめられている」と話すことはほとんどありません。先生が、普段から子どもの様子が良く見えていて、「あれ、今日はいつもと違うな」と気づくような体制等でないと、難しいです。

【スウェーデン・デンマークでは】

30年程前に、スウェーデンとデンマークの小学校の一般学級と特別支援学級、高校、当時の特別支援学校と障害者(成人)の在宅の生活の様子など視察してきました。

小学校の校舎は、当時の日本の校舎と比べて、たいして立派ではありませんでした。しかし、一般学級の1クラスの児童数は20人ほどで落ちついて授業をしていました。アットホームな感じでした。特別支援学級の方は、15人の児童に対してアシスタントティーチャーを含めて7~8人で対応しており、「これなら、できるな」と思いました。また、子どもたちが学校での生活になじみやすいように、教室を家庭の雰囲気に近づけて、生活訓練としての台所がこじんまりと丸みを帯びてセットされていました。

⑥通学の安全の確保について

統廃合等に際して、「通学の安全の確保」について、文部科学省に尋ねて確認しました。

【文部科学省とのやりとり】

■：統廃合に際して、各自治体(教育委員会)から「建替え」の申請が出た
本人 時に、文部科学省は国庫負担(1/2)の事業として、どのようにして認めているのでしょうか。

文部科学省：各自治体から申請が出たからと言って、全部認めているわけでもないし、この場合は認めていないとか、一概に言えない。

校舎面積の計算とか色々基準があって、1校ごとその基準を満たしているのか審査しています。

本人 ■：通学の距離については、基準がありますよね。

文部科学省：それはあります。

本人 ■：「通学の安全の確保」は、建替えの基準に入っていますか。

文部科学省：文部科学省は、あくまで「建替え」についてであって、「通学の安全の確保」まで調査するのは、実際難しくそこまではできない。

本人 ■：そうすると、「通学の安全の確保」については、どうなりますか。

文部科学省：統廃合の「建替え」に際しての「通学の安全の確保」については、各自治体の管轄になります。

本人 ■：通学の安全確保については、地域住民が実情に詳しいですけど。

文部科学省：それは、教育委員会が設定する「地域住民との説明会」の中で、話し合って確認されていきます。

【南成瀬地区小学校の統廃合計画の「通学の安全の確保」について】

私の子どもが南成瀬小学校に通っていた時、南成瀬小学校の正門から80m程手前の交差点で、待っていた南成瀬小学校の子どもが自動車にひかれて亡くなりました。当時交差点の所に花束が添えられ、その後長さ1m程の小さなガードレールが交差点の4箇所に設置されて、現在そのままあるので、見れます。

現在、南成瀬小学校と南第2小学校は、恩田川を間にして、通学としてはまとまっていますから安全性が保たれています。

この統廃合計画で、統合される南第2小学校に、南成瀬3～4丁目等の子どもが階段を降りて、恩田川にかかる「二反田橋」を渡って都営団地6号棟の方へ横断する場合に、段差4段の高さもあり、恩田川沿いに走る自動車から「小さい小学1・2年の子が見えにくいので、危ないです。しかも、朝は通勤で車も急いでいます。私も、自分の車で何度も走って確認しましたが、「この場所は、事故が起こるな」と感じます。

統合される南第2小学校からの下校では、恩田川を渡って南成瀬3～4丁目の方向に歩く所には、高い擁壁が長く続き住宅・民家がないので、特に早く暗くなる冬などは、小学生の子どもには防犯上危ないです。

統廃合計画では、上記の課題はクリアされていません。まず、教育委員の皆さんも含めて、その認識がまだ無いのではと思われます。

⑦教育委員会会議について

横浜市や神奈川県教育委員会会議を中心に、傍聴も多くしており、長期にわたる会議録や各教育委員等についても、調査しております。

横浜市では、教育委員会会議に提出された請願の中で、市民の声も強く内容的にも重要な請願については、継続審議として、教育委員が（教育委員会事務局の見解は伺った上で）独自に調査して、それをもとに長い間審議を進めることもあります。それは、教育委員会の見解だけでは、請願内容の全体像や妥当性を客観的に把握できないからです。

今回の南成瀬地区小学校の統廃合計画も、未来だけでなく、直近の新校舎ができるまでの南成瀬小学校での「統合」下での子どもたちの学校生活も含めて、子どもたちにとっては、その時・その学年は一生のうちで1回だけ、どの子にも大切な時間なのです。ぜひ、自分の子どもが、この統廃合計画の動きの中で学校生活を送って本当に良いのかどうなのかと、良識ある教育委員の皆さんに、自分にも真摯な気持ちで考えていただきたいのです。

これまで傍聴させていただいていますが、いじめや不登校が記録的に増えていて子どもの声や思いを受け止めることが求められているのに、「小規模校でも大規模校でもいじめはある」とか、「保護者や地域住民に丁寧な説明を求めているだけの請願」に、「広報便り（町田の教育等）で説明してるから必要ない」など、余りにも貧弱で幼稚な話し合い・審議を拝見して、「これでは、町田の教育は大丈夫なんだろうか」と心配してしまいます。

教育委員の皆さんも、実は教育委員会の職員の皆さんも、この統廃合計画については、心からは望んでいないのではないかと思います。

心から「子どもたちにとって最善のもの」と思うのであれば、地域住民にもっと

説明会を開いて、その意義を熱意を持って訴えるべきですが、それがありません。

南成瀬地区の説明会(7月9日)に、地域の声・実情を知る機会として、新たな学校づくり推進課を通じて坂本修一教育長の同席を要望しましたが、当日参加されませんでした。

説明会では、地域に長く住んでいるご年配の方から、恩田川の洪水等で心配なのに、どうして統合校を南第2小学校にするのか」の質問には、教育委員会の答えがありませんでした。後で、文部科学省に提出される施設台帳を情報公開で見ると、南第2小学校の敷地は、東京都からの(無償の)借用地でした。「なるほど」と納得しました。(教育委員会の職員は、知っていて答えなかったんですね)

教育委員会会議では、教育委員を大切にして、「通学の安全の確保」等について教育委員による調査も必要と思いますので、成熟した審議をどうぞよろしくお願い申し上げます。

【世界と日本の情報公開制度の流れ】

○横浜市の情報公開条例では、「市民の知る権利」を条例の理念として、「市政について市民に説明する横浜市の責務」を目的規定として明示

世界の中では、スウェーデンにおいて1766年情報公開制度(プレス自由法)が確立し、特にスカンジナビア諸国に影響を及ぼし、また1966年制定のアメリカの「情報自由法」は、情報公開制度の確立に向けて、世界的に大きなインパクトを与えました。

良く引用されるが、当時の司法長官クラークは、1967年7月4日の施行の時に、「政府が真に人民の、人民による、人民のためのものであるならば、人民は政府の活動を詳しく知らなければならない。秘密ほど民主主義を減殺するものはない。

自治、すなわち国事への市民の最大限の参加は、情報を与えられた公衆についてのみ意味があるにすぎない。政府の行為を知る人民の権利を確保することは、政府がきわめて多くの方法で各個人に影響を与えるこの大衆社会という時代におけるほど重要なことはなかった」と述べて、

情報公開制度(情報自由法)の理念と重要性を的確に表明しています。

日本においては、初めて1982年3月に山形県金山町で「公文書公開条例」が制定され、同年10月に「神奈川県の情報公開準備委員会の機関の公文書の公開に関する条例」が制定され、1983年4月に施行しています。

神奈川県は、その準備段階で、神奈川県情報公開準備委員会が「情報公開制度に関する調査研究報告書」(1981年9月)をまとめています。

その中で、「情報公開制度の考え方」の項では、「情報公開制度とは、住民の誰でもが、行政機関等の保有する情報を、知りたいと思う時に知ることができるように、住民の基本的権利としての『知る権利』を制度的に保障しようとするものである」と記載しています。

また、「情報公開制度の制度化をめざす理由」の項では、「行政運営の基本的理念である『県民との共同作品としての県政』を推進するため、『開かれた県政』の実現に向けて県民の『知る権利』を制度的に保障し、県政の一層の活性化を図る」と述べています。

これは、町田市を含む他の地方自治体及び国の情報公開制度においても、同様です。

横浜市においては、1987年12月に「横浜市公文書の公開に関する条例」を制定し、1988年4月に施行しています。横浜市公文書公開審査会は、国の情報公開法制定の動きにあわせて、1999年3月に「横浜市の公文書公開制度等のあり方について～新たな情報公開制度の確立に向けて～(答申)」をまとめています。

横浜市はその答申に基づいて、2000年2月に「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」を制定し、同年7月から施行し現在に至っています。

横浜市公文書公開審査会の答申では、「市民に分かりやすく利用しやすい情報公開制度を推進するという観点から」(答申8ページ下から2行目)「(1)市民の『知る権利』を、条例の理念として、盛り込むべき」(答申8ページ14行目)と明示しています。これを受けて、条例前文では「市政の運営に当たっては、市民の知る権利を尊重し、市民の市政への理解と信頼を増進させることが重要となる」と宣言されています。

また、答申では、「(2)憲法の保障する地方自治の本旨からすると、市政は、主権者である市民の信託に基づいて行われるものであって、このことから、市は市政の運営について市民に説明する責務を持ち、これを全うすることが求められることとなります。情報公開制度は、市の説明責任を全うするものとして極めて重要なものであり、憲法の保障する地方自治の本旨にのっとったものであることを明確にすべき」(答申9ページ2行目～)と明示しています。

更に、答申では、「(3)目的規定は条例の解釈・運用に際して重要な位置を占めるものであり、より一層開かれた市政の実現を図るため、「市政について市民に説明する市の責務」を条例の目的規定に明記すべきである。この「説明責務」を盛り込むことは、市民からの請求に対応した情報の開示だけでなく、市からの積極的な情報提供を推進するという観点からも重要な意味を持つものである」(答申9ページ8行目～)と明示しています。

上記の経過もあって、横浜市の情報公開制度においては、「市政の運営に当たっては、市民の知る権利を尊重し、市民の市政への理解と信頼を増進させる」ために、「横浜市が市政に関し市民に説明する責務を全うする」ことを、横浜市情報公開条例に明記しています。